

射水市総合計画審議会部会運営要綱

(目的)

第1条 射水市総合計画審議会条例第6条の規定により設置される部会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称)

第2条 射水市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に次の3部会を置く。

- (1) 未来部会
- (2) 安心部会
- (3) 元気部会

(会議)

第3条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、審議を進める上で必要と認めるときは、委員以外の者を部会に参加させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、市長政策室政策推進課に置く。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。